

(仮称)堺スマートシティ戦略作成支援業務

提案書作成要領

1. 業務名称

(仮称)堺スマートシティ戦略作成支援業務

2. 業務概要

人口減少・高齢化の進展により、生産年齢人口の減少や労働力の低下が進む中、まちの利便性と魅力を高め、「堺グランドデザイン 2040」で示す「住みたい・住み続けたい」まちをめざすためには、民間企業と連携しながら ICT や AI などの先進的技術を活用したスマートシティの取組を進めることが重要である。

本業務は、堺市全域を対象としてスマートシティ実現に向けた目標や手段などの考え方を示すとともに、特に人口減少・高齢化が進み、まちの刷新に向けて新たな取り組みが求められる泉北ニュータウン地域を重点地域とし、重点取組分野（ヘルスケア、モビリティ）やアクションプログラムを示す「(仮称)堺スマートシティ戦略」の作成を支援するものである。

3. 業務履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

4. 契約担当課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本館4階
堺市市長公室 政策企画部 先進事業担当（甲野、中川）
電話番号 072-228-7480
FAX 072-222-9694
e-mail senshin@city.sakai.lg.jp

5. プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当しない者。
- (2) (仮称)堺スマートシティ戦略作成支援業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (3) (仮称)堺スマートシティ戦略作成支援業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間、堺市契約関係暴力団排除措置要綱(平成24年制定)による入札参加除外(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。)を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者

- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者

- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

6. 日程

- | | | | |
|-----------------------|------|----------|------|
| (1) 公募開始日 | 令和2年 | 8月11日(金) | |
| (2) 参加資格確認申請書等提出締切日 | 令和2年 | 8月31日(月) | |
| (3) 質疑締切日 | 令和2年 | 8月31日(月) | |
| (4) 質疑回答日 | 令和2年 | 9月4日(金) | |
| (5) プロポーザル参加資格確認結果通知日 | 令和2年 | 9月4日(金) | |
| (6) 企画提案書等提出締切日 | 令和2年 | 9月11日(金) | |
| (7) 審査日(書類審査) | 令和2年 | 9月16日(水) | [予定] |
| (8) 審査結果(採否)通知日 | 令和2年 | 9月18日(金) | [予定] |
- 優先交渉権者決定

※1 本業務についての説明会を実施する予定はない。

※2 質疑、参加資格確認申請書、企画提案書等は公募開始日から提出可能とする。

7. 応募書類の配付

令和2年8月11日(火)から令和2年8月31日(月)まで、堺市ホームページからダウンロードする。

【堺市ホームページ】

https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/smartcity_torikumi/smartcitysenryakukoubo.html

8. 提出書類

(1) プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

企画提案書等を提出（プロポーザル参加）する者は、下記のとおり「プロポーザル参加資格確認申請書」等を提出すること。

①提出書類（各1部）

(ア)プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

- ・必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。

(イ)同意書（様式2）

- ・事業者（本社に限る）の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印（実印）を押印すること。
- ・提出部数は1部とする。

(ウ)国税の納税証明書（法人はその3の3、個人はその3の2とし、令和2年8月1日以降に発行されたものを必ず添付すること。写し可。）

- ・提出部数は1部とする。

※提出書類(イ)(ウ)については、堺市登録業者の場合、提出は不要である。

※「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等の猶予制度の適用を受けており、「納税証明書（その3）」が提出できない場合は、「納税の猶予許可通知書」又は「納税証明書（その1）」を提出すること。

②提出期限

令和2年8月31日（月）午後5時まで

③提出先

前記4の契約担当課まで

④提出方法

直接持参または郵送（FAX 不可）してください。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記4契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

※前記5のプロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は、プロポーザルに参加することができない。参加資格確認申請書を提出した事業者に対して、参加の可否について、令和2年9月4日（金）に通知する。

(2) 企画提案書等の提出

①提出書類

(ア)企画提案書

- ・A4版（両面印刷とし、表紙含め12頁以内で作成）、横書、左綴じ
- ・提出部数 10部（正1部 副9部）

- ・正1部は、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、下欄には担当者連絡先を記載すること。
- ・副9部は、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。

- ・宛名は「堺市長」とすること。
- ・表紙には「(仮称)堺スマートシティ戦略作成支援業務 提案書」と記載すること。
- ・提案者が判別できるような記載、表現、ロゴの記載、資料の添付等は一切しないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。
- ・本事業において企画提案をすることができるのは1案だけである。
- ・提出期限後の企画提案書の差替は認めない。(本市が補正等を求める場合を除く。)

(イ)見積書(様式は問わない)

- ・見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税額を含む)を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。なお、見積りにあたっては契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。
- ・見積書については人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。
- ・見積書の提案上限金額は5,000,000円(税込)とし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。
- ・提出部数は10部とする(正1部 副9部)

- ・正1部は、表紙については、宛先は「堺市長」、業務名は「(仮称)堺スマートシティ戦略作成支援業務」とし、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。
- ・副9部は、表紙については、宛先は「堺市長」、業務名は「(仮称)堺スマートシティ戦略作成支援業務」と記載するのみで、社名等の記載や押印を一切行わないこと。見積書についても、提案書と同様に、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。

②提出期限

令和2年9月11日(金) 午後5時まで

③提出先

前記4の契約担当課まで

④提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時～午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記4契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

※提出の際には、本市から交付した関係書類を全て返却すること。

9. 提案書記載事項

別紙の「(仮称) 堺スマートシティ戦略作成支援業務 仕様書」に基づき、最低限、次の項目についての提案を作成すること。

(1) 企画提案内容

- ①本業務を進めるにあたっての基本的な考え方や、視点等について
- ②本市が抱える課題とその把握方法について
- ③課題を踏まえた本市が取り組むべきスマートシティのテーマやアクションプログラムについて
- ④スマートシティ実現に向けたロードマップや仕組み等について
- ⑤堺スマートシティ戦略において、特筆すべき内容について

(2) 業務の実施体制及び実施行程

本業務を遂行するにあたっての実施体制や実施行程を記載すること。

※個人名等、個人が特定されるような記載にならないよう注意すること

(3) 業務実績

平成27年4月1日以降の国又は地方公共団体が発注したスマートシティ（個別分野に特化したものも可）に関する戦略策定や調査研究の実績を記載すること。

10. 提案書作成に関する質問受付

提案書作成に関して疑義が生じた場合には、前記4の契約担当課担当者まで、FAX もしくは電子メールにて問い合わせること。FAX 又は電子メールの場合は、送付後、速やかに契約担当課まで電話をし、必ず到達確認をすること。

なお、質問受付の締切は令和2年8月31日（月）午後5時までとし、それ以後は一切受け付けない。

11. 提案書提出の辞退

プロポーザル参加資格確認申請書を提出後、提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、「プロポーザル参加辞退届」に事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。また、その際には、本市から交付した関係書類はすべて返却すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、企画提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

(1) 辞退届提出期限

令和2年9月11日（金）午後5時まで

(2) 提出先

前記4の契約担当課まで

(3) 提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時～午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記4契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

1 2. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合（ただし、契約金額が500万円未満の場合は除く）
- (3) 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- (4) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (5) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (7) 著しく信義に反する行為があった場合
- (8) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (9) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (10) 本事業について2案以上の企画提案をした場合
- (11) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

1 3. 企画提案書等の審査

- (1) 審査基準及び配点表
別添審査基準及び配点表のとおり
- (2) 審査方法
 - ・提出書類は堺市の庁内関係者で構成する選定委員会において審査し、総合的に判断し、最も優秀であると認められた1者を選定する。
 - ・審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
 - ・審査内容、結果についての異議は認められない。
- (3) 審査結果
審査結果は採否に関わらず、令和2年9月18日（金）（予定）に通知する。
- (4) 優先交渉権者の決定
審査の結果を踏まえ、契約の相手方として最も適したものを優先交渉権者として決定する。

1 4. 契約の締結

- (1) 契約者の決定
 - ①優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約

締結を行うものとする。その場合、当該事業者は令和2年9月28日（月）までに契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。

- ② 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの提案順位が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。なお、当初の優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないと本市が判断した場合及び契約不成立により本市に著しい損害が生じる場合には、優先交渉権者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

(2) 契約金額

契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

(3) 契約保証金

本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の10/100以上とする（ただし、利子は付さない）。

なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

イ 過去2年間に、国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。

ウ 契約金額が、1,000,000円以下であるとき。

(4) 誓約書の提出

優先交渉権者は、契約締結までに堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じた金額）が500万円未満の場合は除く）を作成し、提出すること。

15. その他

- (1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。

なお、提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は堺市情報公開条例により情報公開の対象となる場合がある。

- (2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

- (3) 企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切賠償しない。

- (4) 企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。